

指定管理者、委託料 アンケート調査御協力をお願い

2006年5月23日

各都道府県知事 殿
各政令指定都市市長 殿

全国市民オンブズマン連絡会議
事務局長 新海 聡
〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-6-41
弁護士法人リブレ内
TEL.052-953-8052 FAX.052-953-8050
<http://www.ombudsman.jp/> office@ombudsman.jp

謹 啓

地方公共団体は、事務の遂行を多数の外部団体に委託して実施しており、近年では公の施設の管理・運営に関し指定管理者制度（地方自治法244条の2）が導入されました。外部へ委託した事務の執行が地方公共団体の運営に密接な関わりを有することから、地方自治法199条は、指定管理者や資本金・基金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資する法人（以下、「出資法人」といいます。）を監査の対象としています。

全国市民オンブズマン連絡会議では、指定管理者及び出資法人の情報公開や運営実態について、下記アンケート調査を実施し、アンケートの集計結果については、来る9月16日から17日に福岡市で開催する全国大会で報告を行う予定となっております。

大変恐縮ではございますが、アンケート調査にご協力を頂き、6月12日（月）までにご回答頂ければと思います。なお、回答は別添 excel ファイルに記載し返信（office@ombudsman.jp 担当：内田）いただけますと幸いです。（指定管理者関連で、既製の文書をファクスでお送りくださる場合 FAX.052-953-8050 までお願いします。）ご多忙の折、お手数おかけ致しますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

謹 白

記

I. 地方自治法第244条の2に基づく指定管理者について伺います。

1. 指定状況など

問1 本年4月1日時点で指定管理者の管理運営に移行している施設数についてお答えください（貴自治体で採用されたカウントの仕方で結構です）。

(1) 総数（ ）

(2) ジャンル別の施設数について、回答欄にご記入ください。（分類が貴自治体と違うようでしたら、貴自治体の分類に沿ったものを別ファイルで添付またはFAXしていただいで結構です）。

公園 野外施設 宿泊休養施設 スポーツ施設 図書館 ホール・公会堂
公民館・コミュニティ施設 博物館・美術館 公営住宅 駐車場 高齢者福祉施設
障害者関連施設 保育園 霊園・斎場 港湾・マリーナ関連施設 病院
その他（ ）

問2 指定管理者になった事業者の内訳について、それぞれの数をお答えください（コンソーシアム等、複数の事業者からなる場合は、一つの事業者とカウントし、代表格の事業者の種別でお答えください）。

- (1) 民法上、商法上、特別法上の法人であるかを問わず、貴自治体の出資が50%以上の団体
- (2) 民法上、商法上、特別法上の法人であるかを問わず、貴自治体の出資が25%以上の団体
- (3) 民間企業（但し(1)、(2)に該当するものは除く）
- (4) NPO等団体
- (5) 任意団体、組合 その他

問3 指定管理者制度の導入前に貴自治体が保有していた社会福祉施設を本年4月1日時点の運営形態で分類すると、(1)～(3)それぞれいくつになりますか。

- (1) 自治体直営
- (2) 指定管理者による管理運営
- (3) 民営化

問4 <政令市のみにかがいます>

指定管理者制度の導入前に貴自治体が保有していた保育園を本年4月1日時点の運営形態で分類すると、(1)～(3)それぞれいくつありますか。

- (1) 自治体直営
- (2) 指定管理者による管理運営
- (3) 民営化

問5 指定管理者制度の導入は自治体のコストの削減に有効だと考えますか。現時点での見通しにつき、該当するものを a～d から選択して回答欄に記入し、補足がありましたら自由記載欄にお書きください。

- a コスト削減に有効
- b コスト削減に有効とは言えない
- c コスト削減以外でのメリットが期待できる
- d 現時点ではわからない

自由記載欄

()

2. 情報公開関連

問1 指定管理者制度の導入にともない、情報公開条例の改正を行いましたか（昨年7～8月に同じ質問にお答え頂きましたが、その後の全国的な状況を把握するため、再度ご回答願います）。条例の規定に追加・変更があった場合、該当部分を回答欄に記載か別ファイル添付（またはFAX）でお示してください。

問2 指定管理者の情報公開について、要綱・規則等を設けられた場合は、別ファイル添付（またはFAX）にてお示してください（ホームページに登載している場合はURLを回答欄にお書きください）。

問3 指定管理者の指定実施機関（部・課）に協定書の雛型を提示されていますか。提示の有無（下記 a～c から選択）を回答欄に記入の上、提示されている場合は別ファイル添付または F A X にてお示してください。

- a 提示している
- b 提示していない
- c 雛型はないが、サンプルとして1施設を選んでその協定書を添付する

問4 情報公開条例、指定管理者の情報公開についての要綱・規則又は指定管理者と交わす協定書の中で、指定管理者に情報公開規定の作成を課していますか(a～d から選択)。

- a 条例で課している
- b 要綱・規則等の中で課している
- c 協定書の中で課している
- d 課していない

問5 設問4の情報公開規定の作成を課している場合、適用までの猶予を設けていますか。

- a 設けていない（指定管理者による管理運営業務開始と同時に適用）
- b 設けている→猶予期間（ ）

*施設によって猶予期間が異なる場合は、具体的に一つの事例についてお答えください。

問6 公の施設の管理運営業務に関する文書の開示請求が自治体に対してなされた際に、対象文書を指定管理者のみが保有する場合、自治体が指定管理者に当該文書の提出を求めることができる「文書提出要求規定」は、次のいずれかに含まれていますか（(a～d から選択）。

- a 情報公開条例
- b 指定管理者の情報公開についての要綱・規則等
- c 協定書
- d 文書提出要求規定はいずれにもない

3. 公の施設の運営状況の監視及び苦情・要望への対応

指定管理者が管理運営を行っている公の施設について、従来提供されていたサービスが維持・向上されているかのチェック、施設のメンテナンス状況のチェック、施設利用者である市民からの苦情・要望への対応などはどのように行われていますか。貴自治体で実施されている、又は実施予定の取組みに該当するものを下記から選択し（複数可）、回答欄に記入してください。

- a 指定管理者に日報・月報等を提出させることによるモニタリング
- b 必要に応じて随時行う立入調査・関係帳簿類の確認
- c 利用者アンケートの実施
- d 施設所管課が苦情・意見・要望等を受付・対応
- e 全庁的な苦情・意見・要望等受付窓口を開設
- f 第三者による監視（評価）機関を設置
- g その他（具体的に： ）

Ⅱ. 地方公共団体の出資法人について伺います。

問1. 25%以上出資している法人について、次の事項にご回答ください。平成18年4月1日現在で把握しているデータに基づきお答え下さい。データがないものについては、「データなし」とご回答ください。

- (1) 名称及び法人の種類（財団法人，株式会社等）
- (2) 常勤役員数
- (3) うちOB役員数
- (4) うち派遣役員数
- (5) 常勤職員数
- (6) うちOB職員数
- (7) うち派遣職員数

問2. 貴自治体が25%以上出資している法人について、貴自治体との間における業務委託契約（支出科目が委託料のもの）に関し、次の事項にお答えください。

- (1) 業務委託契約件数
- (2) (1)のうち、随意契約件数
- (3) 業務委託契約金額
- (4) (3)のうち、随意契約金額

問3. 貴自治体が25%以上出資している法人との間における業務委託契約のうち、委託された業務を第三者に実施させている場合、次の事項を把握していますか。

- (1) 出資法人と第三者間の契約件数
 - (2) (1)のうち、随意契約件数
 - (3) 出資法人と第三者間の契約金額
 - (4) (3)のうち、随意契約金額
- a. 把握している b. 一部把握している c. 把握していない

問4. 問3でa.把握している、b.一部把握している とお答えいただいた地方公共団体は、把握されているデータをお答え下さい。

- (1) 出資法人と第三者間の契約件数
- (2) (1)のうち、随意契約件数
- (3) 出資法人と第三者間の契約金額
- (4) (3)のうち、随意契約金額

（設問のうち一部のデータのみ保有している場合には、保有しているデータについてのみ回答いただければ結構です）。

問5. 設問3において把握していないとお答えいただいた自治体は、設問3でお尋ねした事項について調査する予定はありますか。

- a ある（いつ頃） []
- b ない〔理由：]
- c その他 []

アンケートは以上で終了です。
ご回答ありがとうございました。